

公募型プロポーザル方式による提案者募集に関する公表

プロポーザル選定委員会 委員長

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提案者を募集します。

1 目的

令和5年12月3日に開催する「竹間沢車人形復活50周年記念公演」の記録映像及び出演者のインタビューや過去の記録映像を使用した編集映像を制作することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 竹間沢車人形復活50周年記念公演の記録映像制作事業業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から令和6年2月29日まで
- (3) 業務内容 「業務仕様書」のとおり
- (4) 委託予定額 上限額2,520千円(税込)とする。
- (5) 業務所管課 三芳町 文化・スポーツ推進課

3 留意事項

本業務は、一般財団法人地域創造による令和5年度地域伝統芸能等保存事業の助成を活用して実施するため、別添の「留意事項」を予め留意すること。

4 実施スケジュール

項目	日程	備考
①企画提案者募集開始	令和5年 9月29日(金)	HPへの掲載
②参加申込書に関する質問書提出期限	令和5年10月 5日(木)	午後3時まで
③質問書への回答	令和5年10月10日(火)	HPへ公開
④参加申込書提出期限	令和5年10月12日(木)	午後3時まで
⑤質問書提出期限	令和5年10月17日(火)	午後3時まで
⑥質問書への回答通知	令和5年10月19日(木)	メール回答
⑦企画提案書提出期限	令和5年10月26日(木)	午後3時まで
⑧審査	令和5年10月下旬	予定
⑨企画提案書の特定・非採用通知	令和5年10月下旬	予定
⑩企画提案書の特定結果公表	令和5年10月下旬	予定

5 参加申込書に関すること

(1) 参加申込書の作成様式

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱様式第6号及び技術資料(様式第13号)

(2) 参加申込書作成に関する質問・回答

- ①質問方法：文書(A4版任意様式)により行うものとし、電子メールで送信するものとする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話・FAX番号、メールアドレスを記載するものとする。
- ②提出先アドレス：sports@town.saitama-miyoshi.lg.jp
- ③質問受付期限：令和5年10月5日(木)午後3時まで
- ④回答期限：質問に対する回答は令和5年10月10日(火)までに、町ホームページに公表するものとする。

(3) 提出期限、場所及び方法

- ①提出期限：令和5年10月12日(木)午後3時00分
- ②提出場所：三芳町 文化・スポーツ推進課
三芳町役場本庁舎4階(埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1)
- ③提出方法：持参または電子メールもしくは郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認するものとする。

(4) 参加申込の資格要件

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②公告日現在において、令和5年・6年度三芳町競争入札参加資格者名簿(催物：映画又はビデオ制作業務)に登載されていること。なお、令和5年10月12日(木)現在において、三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領(平成13年告示第65号)に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- ③前号を満たさない場合、過去5年以内に三芳町との契約で類似の業務実績(三芳町の名所や人物の紹介映像等)があること。ただし、三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第10条第3項に基づき、三芳町が要求する書類を参加申込書とともに提出すること。
- ④破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと。

6 提案者の選定に関すること

(1) 提案者を選定するための基準

次の評価項目により選定委員会で提案者を選定する。参加資格を満たすと判断された事業者が6者以上であった場合は上位5者を選定し、選定委員会(所管課)から通知する。

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率等
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	専門分野の技術職員数等
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績数
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数

(2) 非選定理由に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により、選定委員会(所管課)から通知する。

7 提案書の作成に関すること

(1) 提案書の作成様式、提出部数

任意の様式による提案書(A4版) 10部

※正本1部、副本9部とし、副本については社名を記入せず、提案者が特定されない状態で提出すること。

同内容のPDFデータによるCD-ROM 1部

(2) 記載上の留意事項

以下の項目は必須とする。

①本業務の取組方針

- ・本業務にあたっての基本的な考え方
- ・実施手順、作業工程等

②業務実施体制(任意様式)

- ・業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること
- ・再委託する場合は、予定業務における内容及び予定金額を記載すること

③参考見積書(業務仕様書に基づく内訳書を含む)

④過去の同種・類似業務の制作実績がわかる映像資料動画(動画サイトへのURLやDVD等)

※これら以外の項目についても、有益な提案を募集する。

※提案書はボリュームを評価対象としないため、読み易さや分かり易さに留意すること。

(3) 提案書の作成に関する質問・回答

①質問方法：文書(A4版任意様式)により行うものとし、電子メールで送信するものとする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話・FAX番号、メールアドレスを記載するものとする。

②提出先アドレス：sports@town.saitama-miyoshi.lg.jp

③質問受付期限：令和5年10月17日(火)午後3時まで

④回答期限：質問に対する回答は令和5年10月19日(木)までに、すべての提案者の担当連絡先にメールにて送付するものとする。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限：令和5年10月26日(木)午後3時00分
- ②提出場所：三芳町 文化・スポーツ推進課
三芳町役場本庁舎4階（埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1）
- ③提出方法：持参または郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認するものとする。

(5) 提案書を採用するための評価基準

①業務遂行能力・保有技術力に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	専門分野の技術職員数等
企画提案者の業務経歴	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
実施体制	業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか	従事予定者数
業務主任技術者の実績・専任性	業務遂行のために、必要な知識・経験があるか	同種又は類似業務の実績
	当該業務に専任できる時間が十分にあるか	手持ちの業務量
業務責任者の実績・専任性	業務遂行のために、必要な知識・経験があるか	同種又は類似業務の実績
	当該業務に専任できる時間が十分にあるか	手持ちの業務量

②提案内容に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務の理解度	本町の意図するところをきちんと把握しているか	本業務に対する取組方針
業務に対する取組み姿勢と意欲	業務に対する取組み姿勢が適切で、意欲があるか	
企画提案書	企画提案書は分かり易いか	提案書のまとめ方
	実施手順と取組手順は妥当か	実施手順、作業工程
	業務の魅力性、文化的及び歴史的特徴を的確に捉えた検討になっているか	魅力的かつ高品質な作品
		文化的・歴史的特徴への配慮
	独創性で有益な提案であるか	仕様書にない独自の提案
業務実施内容と積算根拠の妥当性に問題はないか	積算額と費用対効果	

③実績資料（過去の制作実績）の評価 ※プレゼンテーションは実施しない

評価項目	評価の視点	評価の指標
映像の魅力性	魅力ある映像作品となっているか	映像の主体が魅力的か
映像の技術	高い技術を持った映像作品となっているか	撮影、照明、録音に工夫しているか
映像の説得性	視聴者にわかりやすく訴えかける映像になっているか	映像の内容がわかりやすいか

(7) 提案者の内定方法

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル選定委員会の審査を経て、提案者を内定する。

(8) 提案書の不採用理由に関する事項

提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、審査委員会(所管課)から通知する。

8 提案の内定者に関すること

所管課と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。そして、所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、当該業務の契約を内定者と随意契約により契約を締結する。

9 その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- (7) 本プロポーザルに関して、参加申込者・提案事業者が1社の場合であっても、プロポーザル選定委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (8) プロポーザル選定委員会において、審査の結果、2社以上の評価が同等であった場合、提案額が最も低い者を選定するものとする。

10 契約

受託候補者を選定後、随意契約における協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

また、受託候補者が辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。なお、随意契約に係る協議の際には、事業者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 1 企画提案書等の著作権の取扱

企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認められる場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(2) 町は、提出された企画提案書等について、三芳町情報公開条例(平成17年条例第26号)の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

以 上